

棚倉町地域計画担い手支援事業のお知らせ

令和8年4月1日から、「地域計画担い手支援事業」として、農業機械購入や農業施設等の整備にかかる費用について助成を行います。助成内容は下記のとおりとなりますので、購入等を検討されている方は、産業振興課へご相談ください。

【注意事項】

1. 令和8年4月以降の購入等にかかる支払い分が対象になります。
※令和8年3月までの支払い分は対象外です。
2. 必ず、事前に産業振興課に相談し、購入内容の確認を受けてください。

	認定農業者等	認定農業者以外
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者（法人含） ・ 認定新規就農者 	地域計画に位置付けられている担い手で、田 30a 以上、又は畑（園芸作物）10a 以上作付けしている方。
補助額	① 上限 30 万円 （3 年に 1 回利用可） 税抜 50 万円以上の機械・設備等の購入経費。補助対象経費の 1/3 ※スマート農業機械は上限 50 万円 ※単体の農業機械及び付属品 ② 100 万円 （5 年に 1 回利用可） 税抜 1,000 万円以上の機械・設備等の購入 ※複数の機械購入も可。	一律 5 万円 （3 年に 1 回利用可） 税抜 30 万円以上の機械・設備等の購入経費。 ※単体の農業機械及び付属品。 複数機械によるものは不可。
対 象 機 械 等	(1) 農業用機械全般 （軽トラック、バックホウ等、汎用性の高いものは対象外、ドローンは農業用に限る。） (2) 乾燥設備、自動灌水設備、電気設備等 (3) スマート農業関連機械等 (4) ハウスの新設（ビニール更新含む）、施設に関連する農業用設備等	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必ず、産業振興課に相談の上、購入内容の確認を受けて下さい。 ・ 同時に国県の購入補助を受ける場合は対象外になります。 	